

令和7年8月25日

木更津市長 渡 辺 芳 邦 様

木更津市情報公開総合推進審議会
会 長 小 林 伸 一

特定個人情報の利用について（答申）

令和7年8月25日付け木情経第426号-2で諮問のありましたことについては、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮問事項1について

諮問事項1に係る事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」と記す。）における個人番号を利用することは、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」と記す。）第4条第2項に規定する責務を市が果たすために不可欠であり、必要であると認められる。また、標準化法の目的である住民の利便性の向上と行政運営の効率化は、番号法の目的とも共通するものである。このため、諮問事項1に係る事務において、個人番号を利用することは、番号法の目的に照らし、適切であると考ええる。

2 諮問事項2乃至4について

住登外者宛名情報を実施機関において諮問事項2及び4に係る事務を処理するために利用すること並びに諮問事項3に係る照会に応じて提供することは、諮問事項1に対する答申の中で示したものと同一理由から、必要であると認められ、適切であると考ええる。

3 諮問事項5について

諮問事項5に係る事務については、既に平成27年度第3回及び令和6年度第2回の本審議会において個人番号を利用することについて適切であると答申した事務であり、木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例（平成27年木更津市条例第28号）別表第1及び第2に規定された事務であって、番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務と類似する事務である。

諮問事項5に係る戸籍関係情報については、当該特定個人番号利用事務において利用する特定個人情報の範囲内であると番号法第19条第8号及び第9号が委任するところの関係法令において認められる。また、諮問事項5に係る事務において戸籍関係情報を利用することは、ひとり親家庭等医療費等の助成を利用する住民の負担軽減となるものであることから、必要性も認められる。

以上のことから、諮問事項5については、番号法の目的に含まれる特定個人情報の安全かつ適正な取扱いの確保の観点から、適切であると考ええる。

4 個人番号及び特定個人情報の慎重な取扱いについて

5つの諮問事項において、その事務に携わる実施機関には、必要性や利便性に形式的にとらわれることなく、実質的に本来個人情報の利用に際しては当該個人の個別的同意が望まれるとの視点を失わずに、引き続き個人番号及び特定個人情報の慎重な取扱いを要請するものである。